

* 引き上げ分にかかる消費税収の使途の明確化について

平成26年4月1日に引き上げとなった地方消費税収は、地方消費税交付金として交付され、その引き上げ分については全額を社会保障費の財源として活用しています。引き上げ分の地方消費税交付金を活用した事業は次のとおりです。

地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられた社会保障施策経費(平成30年度予算)

(歳入) ・地方消費税交付金(社会保障財源化分) 2千万円

(歳出) ・社会保障施策経費 10億3千万円

(単位:千円)

事業名		経費	財源内訳	
			特定財源	一般財源
社会福祉	障害者福祉事業	26,198	17,639	8,559
	高齢者福祉事業	153,236	109,077	44,159
	児童福祉事業	42,855	13,211	29,644
	母子福祉事業	144	72	72
	小計	222,433	139,999	82,434
社会保険	介護保険事業	317,588	275,261	42,327
	国民健康保険事業	321,763	210,549	111,214
	小計	639,351	485,810	153,541
保健衛生	保健衛生事業	157,430	121,638	35,792
	予防事業	11,277	983	10,294
	小計	168,707	122,621	46,086
合計		1,030,491	748,430	282,061

* 地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、上記事業の一般財源の一部となっています。